

## 第122回 関西広域連合委員会

日程：令和2年10月29日（木）

場所：京都ガーデンパレス

2階 葵

開会 10時45分

○井戸広域連合長　それでは、第122回関西広域連合委員会を開催させていただきます。今回は近畿ブロック知事会議が午後から開かれることもありまして、京都市での開催になりました。地元であります西脇委員と門川委員にはご高配を頂戴いたしましたことにお礼を申し上げたいと存じます。

それでは早速でございますが、議事に入らせていただきます。最初は、「関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について」でございます。これは関西広域連合の感染症対策本部会議を兼ねさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、事務局から説明をさせていただきます。

○事務局　資料1をお願いいたします。

「関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について」ということで、まず広域防災局から感染症の発生状況等についてご報告させていただきます。

別添1-1をご覧ください。

発生状況でございますが、今回現状としまして10月25日の0時時点ということで取りまとめをさせていただいております。ご覧のように大阪府、兵庫県、京都府を中心に発生しております。関西圏域全体で1万8,704名の感染者数が出ております。その下に記載しておりますのが、括弧書きでありますのは、第2波と言われております6月16日以降の新規感染者数。それがトータルで1万5,595名ということで、全体の83.4%を占め、第2波の数が増えております。下の方ですけれども、退院や死亡された方を除きます全療養者数ということで、現在関西圏域ではちょうど900名の方が療養をするということで入院、もしくは自宅療養、宿泊療養と、こういった形になって

おります。

下の2は、感染経路別に整理をしようとするものです。第2波6月16日以降をご覧くださいと、まだまだ最下段の調査中、感染経路不明なものも多い中ですが、区分できるものをご覧くださいと、やはり上から2つ目の家族が13.4%、また飲食店や飲み会を経路して確認されているもの、そのほかに医療施設、社会福祉施設といったところでクラスターが発生している状況で増えているというものでございます。

裏面をお願いいたします。

関西圏域におけます新規感染者数の推移でございます。前回もご紹介いたしましたのが、棒グラフが感染経路不明者の数。そして折れ線グラフは1週間移動平均ということでございますが、8月の上旬をピークといたしまして緩やかな減少傾向を見る中で、9月の下旬から横ばい状態が続いておりますが、直近足元を見ますと少し上昇傾向が見て取れます。内容を確認しますと、やはり大阪府、兵庫県といったところで少し増える傾向が見られるという状況でございます。

4、下の方をご覧くださいと、これは政府の分科会が示すステージ判断指標、最下段の表に記載してありますが、ステージ3・感染急増、あるいはステージ4・感染爆発といったことの基準を示しています。関西各府県の状況を上の表に示しておりますが、右側の右2列です。感染者数の前週比であるとか、感染経路不明者の割合において一部基準を上回っているものがございますが、そのほかは全ていずれの基準値もステージ3に至っていないということで、全体としましてはいずれの府県におきましてもステージ4に至らない状況にあるということでございます。

参考までに5ページをご覧くださいと、全国の発生状況です。これも前回ご報告したのと大きな変更はございませんが、やはり累積感染者数を見ますと、東京都が群を抜いておりますほか、首都圏、そして大阪府、福岡県、愛知県といった大都市部で多くなっている。一方、下の方のグラフをご覧くださいと、人口10万人当たり、それも直近の1週間平均で見ると、必ずしも大都市だけではなくて、それぞれ

の府県に広がりがある一方で、一番右側の沖縄県が少し突出しておりまして、ステージ3の基準であります15人を上回る数値になっているということがございます。

次の資料もご紹介させていただきます。別添1－2をご覧ください。

これにつきましては、関西府県それぞれの対処方針を10月25日時点で更新したものでございます。表頭にありますように、左が自粛要請等の判断基準から始まりまして、府県民への要請、事業主への要請等々がございますが、今回滋賀県では10月15日に左側の自粛要請等の基準を改定されまして、3段階だったのを4段階に広げた上で見直しをしたということで、現在は太枠で囲っておりますステージ1ということの状況にあるということを示しております。

そのほかにつきましては後ほどご覧いただければと思います。

少し飛びまして、15ページ。別添1－3も簡単にご紹介をさせていただきます。1－3、縦長のA3資料でございますが、構成団体における経済対策等の状況であります。

これについても10月25日時点で更新をしております。それぞれ経済雇用対策をはじめとする各対策をしておりますが、アスタリスクを示しておりますのが今回一部改正、追加をしているものでございます。それぞれの解説については割愛させていただきますが、後程ご参照いただければと思います。

広域防災局からの報告は以上でございます。

○井戸広域連合長　それでは、続きまして広域医療局からの報告をお願いします。

○事務局　資料の別添2、31ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等につきまして、10月25日現在でまとめたものでございます。前回9月22日の対策本部会議からの変更点を中心にご説明を申し上げます。

まず、1番。検査体制・検査能力でございます。表の中ご覧いただきますと計欄に書いてございますように、現在一日8,234件の検査が可能となっております。前回は7,104件でございましたが大幅に増えておりまして、これは兵庫県さんにおきましてPCR検査の自動化システムを稼働開始されたことなどが大きく影響をしております。

す。

その下の表でございます。検査実績、人数でございますが、これも計欄ご覧いただきますと、大体おおむね一日当たり3,000件前後での検査が行われております。これは前回9月22日時点とほぼ同程度の検査の実績となっております。

32ページをご覧ください。

まず上の表でございます。診療・検査医療機関等の設置状況ということでまとめてございます。これは従来、検査を行います医療機関は帰国者・接触者外来と呼んでございましたが、季節性インフルエンザとの同時流行に備えて、新たな診療検査の医療体制を10月中を目途に構築することということで国から示されておりました、各府県市において取組を進めているところでございます。

表の中で書いてございます、診療・検査医療機関と括弧書きで帰国者接触者外来と書いているところもでございます。10月末までに身近なかかりつけ医で診療検査に対応できる医療機関を指定することとされておりまして、既に指定が進んでいるところ、あるいはこれから指定をするところということで、若干書き分けをさせていただいております。

10月25日時点で一旦の指定が済んでいるのが滋賀県さん、兵庫県さん、鳥取県さんと徳島県となっております。この4県合わせまして、表の欄外、※書きで書いてございます。新たな診療・検査医療機関としての指定が済んでいるのが1,370機関となっております。順次増やしていくということでございますし、現在帰国者接触者外来のままとなっている府県市におきましても今後指定が進んでいくこととなっております。

その右の列、表の中でご覧いただきますと、地域外来検査センターという欄がございます。これはいわゆる医師会などが行いますドライブスルーでございまして、現在79カ所となっております。前回58カ所でしたので、増設が進んでいるところでございます。

またその右側の列で、検査協力医療機関というのも入れております。これはコロナの行政検査の委託契約を締結した医療機関でございます、その数は2,247カ所となっております。

それから、下の表でございます。入院可能病院数等でございますが、これは10月23日現在でまとめておりますが、217カ所、3,517床が確保されてございます。前回は213カ所で3,407床でございますので、若干の増強が図られております。

次の33ページをご覧ください。

上の表は、各府県におけます入院調整本部の設置状況でございます。前回から大きな変更はございません。

その下の表でございます。医療機関以外での受け入れ体制でございます。軽症、無症状の方のホテルの確保でございますが、19施設で3,451室が確保されているところでございます。

最後に、34ページをご覧ください。

上の表でございますが、受診・相談センターの設置状況ということでまとめてございます。これも先程の季節性インフルエンザとの同時流行に備えた体制の変更ということに伴いまして、従来帰国者接触者相談センターと呼んでいたものが新たに受診相談センターという名称に変わり、また、受付は基本的にかかりつけ医に直接申し込みをしていただくと。そのサポートをするということで、役割の変更も行われているところでございます。それぞれ保健所からの体制の変更ということでございますが、箇所数といたしましては65カ所でございます、前回と変わらず確保されてございます。その下の一般相談窓口の設置状況につきましては、前回から大きな変更はございません。

別添2につきましては以上でございます。

○井戸広域連合長      ありがとうございます。

それでは、引き続き飯泉知事から全国知事会の緊急提言等につきましてご説明いた

だけたらと思います。

○飯泉委員　それでは別添の3をご覧ください。全国知事会緊急提言等ということで、今回ご説明するのは三つとなります。

一つは、9月25日に行われました自由民主党の総務部会関係合同会議での地方6団体の代表として発表をさせていただきました。また、9月26日には第12回新型コロナウイルス緊急対策本部と全国知事会議臨時会議の合同の会議ということでもあります。また、10月13日、国と地方の協議の場、菅内閣になりまして初の会合ということで、ここでも地方6団体を代表して発表させていただきました。

それでは、まず右肩①をご覧くださいと思います。9月25日、自由民主党の総務部会関係合同会議において、新型コロナの影響で地方税財源の大幅な減少、こちらが懸念をされる中で、特に地方創生臨時交付金について、8月時点で特に中小、あるいは小規模事業者への支援などで都道府県分だけでも5,000億円、これは全国調査させていただいた結果、5,000億円が不足をしているということで、予備費も含めた増額、あるいは基金への積立て要件の弾力化、これを求めるとともに、感染拡大防止と社会経済活動、その着実な推進を両立するために、ハード・ソフト両面において、リーマンショック時を上回る規模での国の新たな交付金の創設、こうした地方税財政措置について国の令和3年度予算編成に向けた提言をさせていただきました。

次に、右肩上の②、ご覧をいただきます。

9月6日、第12回の緊急対策本部及び臨時の全国知事会議、合同開催をいたしました。ここではインフルエンザワクチン、季節性のインフルエンザとの同時流行対応ということで、ワクチンの需要増に対しての十分な量を供給していただき、特に高齢者、あるいは医療従事者に優先摂取できる体制の整備を。また、悪化をする雇用、その受け皿確保のために先程と同様、リーマンショック時を上回る基金を活用した緊急雇用創出事業の創設など、緊急提言を取りまとめ、9月29日にはウェブで西村新型コロナ対策担当大臣に、10月6日には新たに就任をされました田村厚生労働大臣にウェブで、

また10月16日には下村自由民主党政務調査会長に、これはリアルで対応をさせていただいたところであります。

次に、右肩の③をご覧ください。

国と地方の協議の場、菅内閣初の会ということになりまして、10月13日、ウェブで開催をさせていただきました。ここの場では菅総理から「活力ある地方を創ることが菅内閣の最も重要な政策」とのご発言をいただきました。実は、安倍総理と行った国と地方の協議の場では、安倍総理から「地方と心をつなぐ」というキーワード、以降それがずっと使われることになりませんが、菅総理から「活力ある地方を創ること」と。このお言葉をいただいたところであります。そして、地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するための地方の意見も配慮した診療報酬の引き上げ、また公立、公的病院をはじめとする全ての医療機関に対する財政支援を求めました。また、地方創生臨時交付金、また、緊急包括支援交付金など、地方がこれから必要となる財源措置を令和3年度以降についてもコロナ収束までの継続など、感染症に関する取組について菅総理をはじめ、総務大臣など関係閣僚に強く申し入れを行ったところであります。

全国知事会といたしましても、47人の知事さん方、一致結束をしていただきまして、タイムリーな政策提言、これはもとよりのこと、WITHコロナからアフターコロナ、これを俯瞰した具体的な対策、そしてその具現化に向けて全力を傾注してまいればと考えております。

ちなみに、明日は西村大臣と年末年始など今後の対策に向けての協議が予定をされております。

○井戸広域連合長 ありがとうございます。明日の協議の議題となる年末年始の帰省の取扱いなどは、やっぱり国民的関心事ですね。

○飯泉委員 西村大臣側からは、既に全国知事会とは協議をしたというお話も聞こえてきたりもしているのですが、実際は明日、協議を行います。積極的に対応したいと

思います。結果については皆様方にお示しをしたいと思います。

○井戸広域連合長　お盆みたいな自粛要請はないのでしょうかね。

○飯泉委員　報道によると、官房長官と西村大臣のお話には少し齟齬がありまして、西村大臣からは17日間お休みをと。で、官房長官からは、いや、そうじゃなくて17日間で分散をしてくれと。こうした話がありますので、そうした部分も含めてお話が明日あるのではないかと思いますので、こうした点についてもまたご意見を述べたいと考えています。

○井戸広域連合長　どうぞよろしく願います。

コロナに関連する状況、あるいは検査・医療体制の状況、そして全国知事会の動きについてご報告いただきましたが、ご質疑なりご意見なりございましたらお願いしたいと思います。

どうぞ。

○山野副委員　飯泉知事が本当に精力的に要望いただきましてありがとうございます。前提となります数字についてちょっと補足説明をさせていただければと思いますが、32ページ、先程医療局からも話がありました、診療検査医療機関の設置ということにつきまして、今回そのインフルエンザが増えてきた場合の対応ということで、これをしっかりやっていかなきゃいけないということで、大阪府でも今取り組んでおるところでございます。

10月25日現在の数字になっているのですけれども、これ実は10月26日の日に知事が公表しまして、ここにあります帰国者接触者外来ではなくて、全体、民間の医療機関ということで、920強の応募があったということで公表してございます。923ですかね。920前後の数字。今ちょっと正確な数字はないのですけれども、570から920ということで増えていくということになっておると思います。さらに10月中に向けてこの数が増えていくと思っておりまして、かかりつけ医から適切に対応できるようにこの検査医療機関の体制充実ということで現在取り組んでおります。大阪府としては2万件の



検査ができるようなことで今取り組んでおりますので、今後ともこの体制の強化ということを頑張っていきたいと思います。また皆さんのご協力をお願いできればと思っております。

以上です。

○井戸広域連合長　ほかにございますか。

どうぞ。仁坂さん。

○仁坂副広域連合長　ずっと同じことばかり言っているのですが、ヨーロッパを見ていると日本というのはなかなかいい制度があって、対応できるなということが分かるのですよね。このことを、マスコミとか政府とかはもっと分からないといけないのではないのかなと。もっと強く分かったほうがいいなと思うのは何かというと、その我々自体が感染症法を用いて、保健所のネットワークを使って必死で支えているのだということを何か分かってないなと。だから、その政策手段が自粛をするかしないかの一つしかなかったら、感染が拡大する、しかし経済はちょっと戻る。または自粛をし過ぎると経済が斜めになる、だけど感染を抑えられる。このリニア上の行ったり来たりしかないのですよね。だけど、我々、事実上は一生懸命やっている感染症法上の取り扱いをきちんとしておけば、かなり行動、あるいは経済は自由でもいいのではないかとということが分かってきた話なのではないかと思います。

問題は、それが県によって分かっている度合いというか、熱心にやっている度合いが違うというところで、和歌山県なんて結構患者さんが出ていますから偉そうなこと言えないんですけど、だけど出たら必死になって抑え込んでいるのですよね。だからそんなに爆発しない。だけど、例えば東京などはちゃんとそれをやっているのかなと。構造的にできてないですよね。保健所がそれぞれの区でばらばらになっていたら、できるわけではないのではないかと。

それからもう一つは、厚労省もここは譲らないのですが、濃厚接触者のトレースをきちんとしているかということ、してないところが結構あるのですね。さっきの紙で

は隠れている情報なのですが、ちょっと和歌山の自慢みたいで言いにくいのですが、感染経路不明者って和歌山県はすごく少ないのです。なぜかというと、発見一日目とか二日目は、七、八割は感染経路不明なのです。だけど、その後濃厚接触者とか行動履歴とかゴリゴリやっていると、刑事モノでよくあるような、「あっ、つながった」という事があるのですね。そうすると、こうやって来たのだなということが分かるというようなことで、それをやっているとなんかそんなに爆発はしないはずだと。だから、よくマスコミなんかは検査の数、これをものすごくターゲットにしている。もうここ一年近くずっとそうですよね。だけど検査の数だけじゃなくて、数も大事なんだけど、検査した後の行政措置というものをちゃんとやらないと、ヨーロッパと同じようになるのだけだなどと思うので、この間田村大臣にも一生懸命申し上げてきたんですけど、そういうところがちょっといまいちだなどというところには、厚労省がちゃんとアドバイスをすべきじゃないですかということを書いてきました。飯泉知事のような影響力のある方は是非、徳島県はもっとすばらしいですから、言っていただけるようお願い申し上げます。

○井戸広域連合長　今の発言は各府県共通の認識ではないかと思います。一番の基本は、やはり陽性者が出たら濃厚接触者と関係者を特定して、その範囲でできるだけ早くPCR検査をして潜在的陽性者を早く見つけ、封じ込めて二次感染をさせないというのが基本原則ですから、その基本原則について、各府県がしっかり取り組んでいるのだと思います。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

兵庫県も最近クラスターが二つ発生しまして、感染者数が瞬間的にぴょんぴょんと飛び上がりましたがけれども、15名前後の新規感染者数が約2カ月間続いています。各県も大体同じような形で、発症者数は違いますが横ばい状況。ただ、最近ちょっと上向いているというところがありますので、気を付けていきたいと考えます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、続きまして令和3年度の国の予算編成に対する提案につきまして、お手元の資料に基づいてご説明を申し上げてご意見いただければと思います。

○事務局 資料2をお願いいたします。関西広域連合の秋の政府提案につきまして、7月に実施した提案項目を基本に、その後の国の動向等を踏まえ、構成府縣市及び分野事務局の意見を集約して取りまとめさせていただきました。

2ページ以降が提案概要で、左端に追加と記載しているものが新たな提案項目。下線部が7月提案からの変更箇所となっております。新たな提案項目について説明させていただきます。

2ページをお願いします。

2ページ上段の(1)の①で、十分なインフルエンザワクチンの確保、②で保健所等におけるPCR検査能力を引き続き拡大すること、3ページの⑥で新型コロナウイルス感染症のワクチン、治療薬の確保などを提案することといたしております。

続きまして、4ページをお願いします。

(3)水際対策の強化の③で、米軍施設での新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底強化などを提案することとしております。(4)において、特措法に休業要請の実効性を担保するための罰則、営業停止処分等の規定など法的措置を講じることを提案することとしております。(5)感染症対策を想定した学校教育環境の整備において、小人数学級を拡充するため、感染症対策、教育活動の充実の双方からの取組を進めることなどを提案することとしております。

2の経済の再生、社会生活再建のための取組の(2)雇用の維持、創出の①で、雇用状況が依然として予断を許さない状況を踏まえ、雇用調整助成金等の更なる延長を提案することとしております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

中段の(6)において、新型コロナウイルス感染症関連制度融資の実施に伴い、府県、市町村が負担する金融機関への預託金、利子補給金、保証協会への保証料補助、

損失補償に支援措置を講じることを提案することとしております。

続きまして、7ページをお願いします。

中段やや下、(9) 広域的課題における国の政策決定プロセスへの広域連合等の参加機会の確保で、政策決定のプロセスにおいて、都道府県を越える広域的な観点からの課題については、経済圏、生活圏を一体的な広域ブロックからの意見を聴取することなどを提案することとしております。(10) において、広域連合が医療資器材、人材の融通、各社会活動規制を行うことについて、その役割を特措法、または基本対処方針に明記することを提案することとしております。

続きまして、10ページの一番上でございます。(3) 地方創生を支援する仕組みづくりの③で、技術・人文知識・国際業務及び特定活動の在留資格要件を専門学校卒業者にも認めることを提案することとしております。

最後に、12ページをお願いいたします。

(2) 大規模災害に備えたまちづくり基盤の③で、流域治水を進めるハード・ソフト対策について、支援制度の拡充、財政措置の強化を提案することとしております。

本日の協議結果を踏まえ、必要な修正を行った上で11月中を目途に提案活動を実施したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

説明は以上でございます。

○井戸広域連合長 追加の点のみご説明を申し上げましたが、その他の点も含めまして、ご質疑なりご意見ございましたらお願いしたいと思っております。

最後に説明された「流域全体で水害を軽減させる治水対策の推進」の中で、支援制度の拡充というのはどういうイメージなのでしょう。

○事務局 流域治水ということで、河川の護岸とか堤防を強化するという形での治水対策だけではなくて、流域の民地において調整池を設置したり、排水施設を設けたりして治水対策を進めていこうということになっていきますので、そういった取組をする自治体とか民間の方に財政的な補助等の措置をされることを要望するものかと思ひ

ます。

○井戸広域連合長　　普通は治水やっていくときには、治水計画を作って、その流域治水計画に計上された事業を推進していく。その時には流域全体だから、家庭貯水とか田んぼ貯水とかダムの操作とか、あらゆる手段を講ずるわけですけど。結構家庭貯水なんか補助金を出しているようなところもありますから、そういう対策ですね。

ほかにございますか。なければ、11月下旬に要望活動を行う予定ですので、11月中旬、16日頃までに追加なり修正なりのご意見ございましたら事務局にお寄せいただき、それを盛り込ませていただいて要望活動に間に合わせたいと考えていますので、よろしくご協力をお願いいたします。

続きまして、11月25日に広域連合10周年記念式典を開催いたします。その内容について、ご確認をいただきたいと存じます。

○事務局長　　資料3をご覧ください。

本年12月で関西広域連合は設立10周年を迎えますので、これを記念して式典を行わせていただきます。日時は資料記載のとおり11月25日の午後、場所は大阪府立国際会議場で予定しております。主な内容でございますが、基調講演といたしまして、日本総研の主席研究員を務めていらっしゃる藻谷浩介様に「ポストコロナ時代の関西」としてご講演をいただきます。その後、パネルディスカッションといたしまして藻谷浩介氏をはじめ、関経連の松本会長様、それから井戸連合長等でパネルディスカッションを行わせていただきます。パネルディスカッション終了後は、関西広域連合設立時の広域連合委員の方を交えて、現在の広域連合委員の方々と共に広域連合の10年間の歩みを振り返っていただく座談会を行わせていただきたいと思いますと考えております。

1枚おめくりいただきますと、講演の広報用のチラシを用意させていただいております。チラシでは、現時点でご出席予定の方々を紹介させていただいておりますので、また一般の方々への周知、広報等をご協力いただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○井戸広域連合長　かなりタイトなスケジュールで、盛りだくさんのシンポジウム、座談会、講演会がありますので、是非ご協力の上でしっかりした節目の式典にさせていただければと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続きまして報告事項に入らせていただきます。

まず最初に、ワールドマスターズゲームズ2021関西の開催方針につきまして、昨日組織委員会の理事会が開かれました。基本的に現下の情勢とワールドマスターズゲームズの開催理念から、これを全うする大会としての懸念などもまだあるので、1年延期しようということになったわけではありますが、その詳細をご説明させていただきたいと思ひます。事務局よろしくお願ひします。

○事務局　事務総長の木下でございます。貴重な時間いただきまして、ありがとうございます。

もう既に新聞等にも報じられておりますし、それから先程来コロナの話がたくさんお聞かせいただきましたので、ちょっと端折った説明でお許しいただきたいと思ひます。資料4の1枚おめくりいただくと、右側に井戸、松本両会長がメッセージを出させていただきます。これを先にご説明をしたいと思ひます。

振り返ってみますと、実はオリンピックの延期ということがこの3月に出まして、世間一般的にこのスポーツ祭典、いろいろ中止になっているような状況ございましたが、さてワールドマスターズゲームズは一体どうするのか、というご質問ありました。基本的にはこれは会長も大変熱心にその辺を説いておられます。これだけ熱い思いでスタートしたわけであるから、できるだけことはやってみようじゃないかと考えておりました。ただ、何が何でもやるっていうことではなくて、コロナの感染状況等を見ましてやっていきたいということで3月から進めてまいりました。

実はこの経緯のところにございますように、尽きるところ私共としては自らやれるところはやりたいのであります。しかし感染症対策の確立とか、あるいは入国規制の緩和、とりわけ後の方についてはオリンピックなんかも大変超ウルトラC的な方法で

やろうとしております。この辺をやはり踏まえて今後の課題を整理いたしました。先程井戸会長からもお話ありましたけれども、翻ってやっぱり原点に戻ってまいりますと、ワールドマスターズゲームズの理念っていうのは何かと言うと、この三点に書いてございます。一つは生涯スポーツを楽しむことであり、次に選手同士、参加者同士、あるいは参加者と地元の方との交流、そして最後にはそれをベースにしたツーリズムを楽しむことです。こういう三つが実現できるような環境づくりが整って、我々は意義のある楽しい大会ができるのではないかという認識を共にしたわけでございます。手続的には先般この延期の決定というところがございますが、各方面と丁寧な検討をさせていただきました。その慎重な議論の下に10月28日、昨日でございますけれども、組織委員会として理事会を開催いたしまして、開催時期としては最も適正と考える時期への延期の方針を決定したわけでございます。おおむね1年先ということをご認識いただきたいと思います。この案をもって、来る11月4日ローザンヌで開かれます I M G A、そこでの総会で提案をさせていただく運びになっております。

今後に向けてであります。これは改めて言うまでもないわけでございますが、ここにおそろいの皆様方、各縣市、それから協賛企業、あるいは競技団体、こういうところとも十分な議論をこれからも重ねなければなりません。松本会長からもこの延期の1年というのは神が与えてくれた提案だというふうには言われまして、これは私、事務局を預かる人間としては大変重く、ずさっと来ました。早速職員含めて何をやるかということを考えております。せっかくこの1年の時間を与えられたわけですから、当初のことはもちろん言うまでもないことではありますが、それに加えて、各実行委員会中心としたお考えも十分これからも聞かせていただいて、その中で実りあるワールドマスターズの本番を迎えさせていただきたいと考えております。これはなかなか期間が短いですが、しっかりやらせていただきたいと思います。と思っております。

両会長からもポジティブに考えていけということでもありますから、我々はこの延期をプラス思考で考えたいと思っております。

元へ戻っていただきますと、2の開催概要というところを手短にご説明して終えたいと思います。基本的にはオリンピックもそうでありましたけれども、大会の名称はご承認いただいております。同一大会という認識をいただくためにも、現行の名称、いわゆるワールドマスターズ2021関西というのを踏襲したいと思いますから、ポスターその他のチラシ等についても徹底して周知していきたいと思います。

実施競技も現在と同じで考えております。

目標人数もこれもなかなか大変だとは承知しておりますが、当初から考えております国内3万、国外から2万という設定でございます。

(4)の再エントリーのことにつきましては、そこに四角く「年内に目途に決定したい」としております。今までの先行的な調査では各競技団体、あるいは実行委員会の方々とのお話し合いの中では、日程や会場ということはほぼ何とかなるのではなかろうかという感触をいただいております。ただ、年齢別のカテゴリーを設けております競技もあります。年齢基準については取り扱い、あるいはそれに関連いたします募集枠、こういうものについては各競技団体によっても考えが違いますので、早急に方針を決めさせていただきたいと思っております。

参加料金は現行のままです。それから言うまでもないことではありますが、せっかくお申込みをいただいておりますので、既エントリー者の権利は、出場枠は維持していく仕組みを構築したいと思っております。ボランティアについては個人でボランティアをやっていただく方が約2,000余りおります。個人・団体・グループの全体では2万人、延べ6万人という数字をボランティアで掲げております。これはここにおいで各知事さんにもお願いしたいのであります。実行委員会、各開催市町を含めてであります。直接的なご協力をいただくことによってその2万人を確保していきたいと考えております。ご説明も十分これからしていきますので、そのあたりのご協力につきまして、よろしく申し上げます。

オープン競技についても期間が変わりますが、基本的にはウエルカムでありますか



ら、まだまだいろんなオープン競技を私共がもし可能であればやっていきたいと思  
います。

それから、広報誘客活動、これは「年内に目途」と書いてあります。これも先程申  
し上げましたように、ポジティブな姿勢としてこれから臨みたいということです。少  
し抽象的な表現ではありますが、効果的なPRとか新しいコミュニケーションメッセー  
ジを再構築するというようなことで、よりこのワールドマスターズゲームズの値打ち  
を上げていくような取組をしていきたいと思います。

最後の事業計画の見直しについても、事業の簡素化、あるいは効率化ということで、  
必要な経費は絞りながら対応をしていきたいと考えております。これは来年の春、年  
度内にこの事業計画の見直しをしてお諮りをさせていただきたいと思います。

少し駆け足でございますけど、以上で昨日の理事会にかけましたことをご了承いた  
だいた報告をさせていただきます。ありがとうございました。

○井戸広域連合長 本来、私が報告しなければならないものを木下事務総長にやっ  
ていただきました。

報告は以上なのですが、1年延期をするということはメリットとデメリットがあり  
ます。デメリットはコストが1年分増えるということが象徴しております。一方で、  
やはり周知度がまだ十分でないという状況にあります。特にコロナで人々が外に出ら  
れていないということもあります。タクシーに乗っても、ワールドマスターズゲーム  
ズとは何？というような状況のようでありまして、そういう意味で知名度を上げる期  
間が1年延びたということも言えます。それから松本会長などは100メートル走に参  
加されるわけですけど、トレーニング1年積んで、さらなるタイムの向上を目指すと  
おっしゃっておられました。私もさらに1年励んで、平泳ぎで100メートルをしっか  
り泳ぐということを実現したいと思っております。デメリットはありますけれども、  
メリットを伸ばし活用していく。そういう大会にしていきたいと考えておりますので、  
引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。

各府県の実行委員会、それから会場地の実行委員会の皆様にも事前に説明をさせていただいて、状況を踏まえた上でのご協力をお願いしております。これは組織委員会の会長としてお願いをさせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

特にご質問等ございましたらお願ひします。

それでは、1年の延期に対しいろいろ課題も出てまいりますが、ご協力の程をよろしくお願ひいたします。

続きまして、地方分権改革に関する提案募集への対応でございます。ご報告をさせていただきます。

○事務局 資料5をご覧ください。

本年の地方分権改革に関します提案募集につきましては、我々から提案いたしました2項目が調整を行う項目となっておりますが、今回所管府省から第2次の回答が示され、残念ながら2項目とも対応不可ということになりました。

府省の回答でございますが、一つ目、専門職大学の設置認可等の事務の一部移譲につきましては、大学が国際的に通用する学位を授与する機関としてふさわしい質を有していることについて、国が責任を持つことが必要である。設置認可制度については高度な専門的な知識に基づく判断が求められるとともに、地域によって異なった運用がなされることがないよう厳正、公平な審査を行うことが重要であることから、認可等に係る権限の移譲は困難であるという回答でございました。

また、次ページでございますが、二つ目、地域の人材育成に関わる大学等への補助事業等の事務の一部移譲についてでございますが、地域人材育成に関わる補助事業全般については、個々の事業の判断によることとなることから、統一的な見解は示せない。また、対象地域等のバランスに偏りがないよう全国の大学から一元的に公平、公正に審査を行うことが必要であることから、これらの事務を関西広域連合に移譲することはできないとの回答でございました。

今後のスケジュールでございますが、下段3のところに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○井戸広域連合長 特に第一の要請、よく二次審査まで行ったじゃないかというような項目だと思います。国のいつもの言い方で、関西広域連合しかありませんので、関西広域連合だけに特別な権能等を与えるわけにはいきません等という言い方で常にはねられてきたのですが、これに懲りず、しっかりとさらに主張をし続けることが大事だと思っておりますので、ご協力の程をよろしくお願いいたします。

続きまして、関西広域連合の11月臨時会です。

○事務局 資料6記載のとおり、日時としましては11月19日の午後1時から、場所は大阪府立国際会議場で、内容といたしましては令和元年度の決算認定と一般質問を予定しておりますので、委員の皆様方におかれましては可能な限りご予約の確保をいたたくようお願いいたします。

説明は以上です。

○井戸広域連合長 次の議会は11月臨時会で、その後の定例会は3月頃ですか。

○事務局 その予定でございます。

○井戸広域連合長 総務常任委員会等がその間に挟まってくるということになりますね。どうぞよろしくご協力をお願いいたします。

以下、資料がありますので、ざっと項目だけご覧いただきたいと思います。時間の関係で説明は省略させていただきます。

資料7、歴史文化遺産フォーラムの開催でございますが、12月20日に滋賀県の近江八幡市の文化会館で関西広域連合と歴史街道推進協議会と文化庁、一緒になりまして日本遺産を中心とした観光活用や魅力のシンポジウムがあります。

それから資料8ですが、「産業技術支援フェア in KANSAI 2020ーモノづくりで明日の日本を照らそう！」という事業が開催されます。11月27日から12月18日までありますが、12月4日にはウェブの講演会がライブ配信されるという予定にされています。いろんなフェアが中止になったりしておりますけども、これは開催が予定され

ているということでございます。

それから資料10、在日米国商工会議所との意見交換会を行わせていただきました。今回はオンラインでの対談になったわけですがけれども、デジタルトランスフォーメーションが進む中での地方自治体の果たす役割ということで、ACCJのラフルアー会長と私ご挨拶した後、パネルディスカッションで連合からは三日月滋賀県知事に参加していただき、亀井鳥取県総務部長にも参加していただいて、議論を展開させていただきました。

それから資料11、登録販売者試験の実施結果であります。8月30日に試験を行い、10月2日に発表させていただきましたけれども、受験者数が8,132人、合格者が3,230人。4割の合格率。去年より少し厳しかったのかな。このような結果となっております。

あと、施策運営目標の中間評価等が資料12で付いております。

それから資料13は関西創生戦略の中間評価です。

資料14で、徳島県で国際消費者フォーラム2020が11月4日に開催される予定であります。これはウェブ会議ですか。

○飯泉委員 オンデマンドで行います。

○井戸広域連合長 それでは参加しやすいはずですので、積極的にご参加をいただいたらありがたいと思います。

ご報告事項、以上でございます。

この際ですから、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

なければ、122回の関西広域連合委員会、以上で終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局 それでは、ただいまから記者の皆さん方の質問を受けさせていただきます。ご質問のある方は、お手数ですが挙手をお願いいたします。

○日本経済新聞 皆上 日本経済新聞の皆上です。本日はありがとうございました。

国の地方分権の要望に関して、ちょっとお伺いします。

国の回答はこれまでも固いものかなと思っているのですが、改めてその国の姿勢をどう評価されているのかということと、国は分権に関してなかなか慎重であるということに関して、なぜなのかということと、国は分権に関してなかなか慎重であるということと、改めて関西での地方分権がなぜ必要なのかということに関して、会長からちょっと教えていただければと思います。

○井戸広域連合長　　今までの国の分権に対するやり方は、分権委員会で個々の地方から提案のあった項目について議論をして、委譲するかしないかを決めていくというやり方を取られていましたので、分権というよりはどちらかと言うと事務の効率化を目指すような運用に陥ってしまってきたのではないかと考えています。

したがって、我々が提案しておりますのは都市計画に関することとか関西全体の計画づくりに関することとか、大括りの事務を広域連合に委譲していただくということが必要なのではないかとことを申し上げているんですけども、それはどういう事務の効率化につながるんですかとか、理念の問題を現実の評価と混同させるような対応に終始されてきて、なかなか進んでいかないという状況に陥っています。

なぜ国が消極なのだろうかというのは、これは地方分権の今までの歴史を振り返るだけで、なかなか国としての権限を地方に委譲するということについては、政府全体、各省等も含めて消極的である。現に民主党政権時代が地方分権を推進することが一丁目一番地と言われながらも、結果としては丸ごと移管も法案までできましたが実現できなかったというような経過もたどっております。

そういう中で、関西が特になぜかということだと思いますが、関西は従来から広域連合を作ってきたということ。もう10年になっているということもありますし、広域連合自身が国の事務の受け皿足り得る目的で設立をしたということもありますし、ご案内のように首都圏に並ぶ関西の拠点性や、あるいは双眼構造実現のための一翼を担わなくてはならないという役割もありますので、そのような意味からするとまずは関

西から突破口を開いていきたい。そのような意味で、分権に関しては、常に国にはね返されてきておりますけれども、繰り返し継続して主張させていただき要請を続けているという状況にあります。

菅内閣は地方重視ということを出されているわけですので、分権に対する基本的な議論を、例えば地方制度調査会とか、あるいは特別の機関でも結構ですが、是非行っていただきたいと思います。いわゆる東京一極集中のデメリットも強調されるようになってきている中、目の前に来ているデジタル社会では、分散した中で一体感や仕事の充実ということができるといことが前提になっているわけですので、そういう新しいツールを活用した分権社会というのを実現していくという意味で、私は地方分権についてデジタル社会は後押しをしてくれる、そういう基盤になってくれるのではないかという意味でも新しい取組として期待していきたい。そのような意味で分権の議論を今展開していただくことを菅内閣には期待しているという状況でございます。

○事務局 大変申し訳ございません。今日午後から近畿ブロック知事会議があり、会場を移動する関係でございます。特にこれ以上ご質問なければこれで質問を終了させていただきたいと思っております。

最後にお一人だけ。手短にお願いいたします。

○京都新聞 峰 京都新聞の峰と申します。

関西広域連合も10周年ということですが、ただ一方で各府県民に対する知名度という意味ではかなり浸透してないんじゃないかという課題もあると思っておりますが、10年迎えてまた次の10年もあると思っておりますが、各府県民との距離といいますか、どのようなあり方が府県民にとって関西広域連合はどうすればいいのかっていうのをちょっとお伺いできたらと思っております。

○井戸広域連合長 まさにそれが10周年の記念式典のいろんな諸行事のテーマになると思っておりますが、府県民になかなか理解しにくいのは、広域連合の行っております仕事が広域行政に関わるものなのですね。ですからドクターヘリとか、あるいは災

害援助とか、そういうような目に付く、しかも身近な事務は理解をしていただけるのですが、そうではない調整事務がかなりございますから、そういう事務はなかなか目に付きにくい。そういうところが、府県民から見た場合の我々の弱みですので、それを10周年を契機に脱皮していけるように道筋を付けていく。これが10年を迎える節目の我々の責任じゃないかと思っております。

○事務局　では、大変申し訳ありませんが、これで記者会見を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会　11時50分